

福井市産業廃棄物等適正処理指導要綱運用要領

平成 31 年 4 月 1 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 産業廃棄物の性状の把握（第 3 条）
- 第 3 章 市内での産業廃棄物の処分（第 4 条―第 8 条）
- 第 4 章 処理施設の設置等（第 9 条―第 17 条）
- 第 5 章 雑則（第 18 条・第 19 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要領は、福井市産業廃棄物等適正処理指導要綱（平成 31 年福井市告示第 128 号。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において使用する用語の定義は、要綱に定めるところによる。

第 2 章 産業廃棄物の性状の把握

第 3 条 要綱第 5 条各号に規定する産業廃棄物の性状の把握は、引火性試験、腐食性試験、溶出試験、含有量試験及び含水率試験等により実施するものとする。

第 3 章 市内での産業廃棄物の処分

（県外産業廃棄物の搬入の協議）

第 4 条 要綱第 7 条第 1 項に規定する市長が別に定める数量は、1 トンとする。

2 要綱第 7 条第 3 項第 5 号に規定する証明書に必要な分析項目は、次の各号に掲げる項目とする。ただし、県外排出事業者が当該県外産業廃棄物には含まれないことを誓約し、市長が適当であると認めた場合には、分析項目の一部を省略することができる。

- (1) 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）別表第 5 の第 2 欄に掲げる物質
- (2) 引火点（廃油に限る。）
- (3) 水素イオン濃度指数（廃酸及び廃アルカリに限る。）
- (4) 含水率（汚泥に限る。）

（搬入協議書の審査）

第 5 条 要綱第 8 条の規定による審査に当たっては、必要に応じ、排出事業者等に説明を求めるほか、県外産業廃棄物の排出事業場を管轄する都道府県又は政令市に対して情報の提供を求めるものとする。

（通知）

第 6 条 要綱第 9 条第 1 項の規定による通知は、県外産業廃棄物搬入承認通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、通知書を紛失し、又は損傷したときは、県外産業廃棄物搬入承認通知書再交付申請書（様式第1号の2）を市長に提出し、再交付を受けることができる。

（搬入協議の内容の変更）

第7条 要綱第10条の規定による届出は、変更した事項に係る書類及び図面を添付した県外産業廃棄物変更事項届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 要綱第10条に規定する市長が別に定める数量は、10パーセントとする。

3 市長は、要綱第10条の規定による届出を受理したときは、県外産業廃棄物変更事項届受理書（様式第3号）を当該届出をした者に交付するものとする。

（処分業者による報告）

第8条 要綱第11条に規定する報告（以下この条において「報告」という。）は、産業廃棄物処分実績報告書（様式第4号）により行うものとする。

2 報告は、前年度分について、毎年9月30日までにを行うものとする。ただし、前年度に県外産業廃棄物の搬入がなかった場合は、市から報告を求められたとき行うものとする。

第4章 処理施設の設置等

（設置計画書の提出）

第9条 要綱第14条第3項第4号に掲げる焼却施設等の予定地周辺における現況の生活環境について記載した書類とは、次に掲げる事項が記載された生活環境影響調査（法第15条第3項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査をいう。）に係る実施計画書とする。

(1) 事業の目的及び内容

(2) 調査が実施されるべき区域及びその周辺の概況

(3) 生活環境影響調査の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法

（設置計画書の審査）

第10条 要綱第15条第4項の規定による通知は、関係地域設定書（様式第5号）により行うものとする。

2 要綱第15条第8項の規定による通知は、指導事項通知書（様式第6号）により行うものとする。

（設置計画書の内容の変更）

第11条 要綱第16条の規定による届出は、設置計画書変更事項届出書（様式第7号）により行うものとする。

（説明会の開催）

第12条 事業者等は、要綱第17条第1項に規定する説明会の開催に当たっては、関係地域の規模、関係地域住民の利便等を勘案してその日時及び場所を定めるものとする。

2 要綱第17条第2項の規定による市長及び関係市町の長への通知は、説明会開催通知書（様式第8号）により行うものとする。

3 要綱第17条第2項の規定による関係地域住民への周知は、次に掲げる方法のうち適切なものにより行うものとする。

(1) 関係地域の市町の公報又は広報紙への掲載

(2) 関係地域の市町の施設の掲示場（関係地域住民に周知を図ることが可能なものに限る。）への掲示

(3) 関係地域住民への印刷物の配布又は回覧

4 要綱第17条第3項の事業者等の責めに帰することができない理由とは、次に掲げるものをいう。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態による場合

(2) 説明会の開催又は続行が平穩に行い得ない場合

(3) 市長等から公共の安全の確保その他の公益上の理由から説明会の中止を求められた場合

(4) その他前3号に掲げる場合に準ずる場合

（意見の聴取）

第13条 要綱第21条第2項において、要綱第18条に規定する施設であつて、要綱第19条第3項第8号に掲げる同意書を省略して事前審査願が提出されたときは、生活環境の保全に関し要綱に規定された各基準の技術的適合について、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

（協定の締結）

第14条 要綱第23条第1項の関係地域の住民の総意を代表する者として市長が認める者とは、関係地域の校区又は自治会の連合会を代表する者等をいう。

2 要綱第23条第2項の規定による届出は、生活環境の保全に関する協定締結届出書（様式第9号）により行うものとする。

（事前審査の終了）

第15条 要綱第24条の規定による通知は、産業廃棄物処理施設設置等事前審査終了通知書（様式第10号）により行うものとする。

（事前審査願の内容の変更）

第16条 要綱第25条第4項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置等事前審査願記載事項変更届出書（様式第11号）により行うものとする。

（処理施設の変更の許可の申請についての準用）

第17条 要綱第27条第2項の規定による市長が認めるときとは、当該処理施設が次に掲げる基準をすべて満たすときとし、この場合、要綱第19条第3項第8号に掲げる同意書の添付を省略することができるものとする。

(1) 当該変更によって10パーセント以上の処理能力の増大を伴わないこと。

(2) 当該既存施設について設置区との間で生活環境保全に関する協定を締結していること。

(3) 過去5年間に於いて法第14条の3若しくは第14条の3の2（これらの規定を第14条の6において準用する場合を含む。）、第15条の2の7、第15条の3、第19条の3、第19条の5、第19条の6又は第19条の8の規定による行政処分を受けていないこと。

第5章 雑則

（事故時の対応）

第18条 要綱第33条第1項の規定による報告は、事故状況等報告書（様式第12号）により行うものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置の許可等への準用）

第 19 条 第 9 条から前条までの規定は、法第 8 条第 1 項の一般廃棄物処理施設について準用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。